

### 第3回

## 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成22年2月24日(水)

14:00~15:00

栃木県トラック協会本館2階大会議室

#### 1. 開会

#### 2. 議事

##### (1) 第2回栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会議事概要について

事務局より議事概要について、資料説明

##### (2) 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(最終案)について

事務局より地域計画(最終案)について、資料説明

- 神山委員 ・ 15ページの 観光立国実現に向けての取組みに追加された、「地域の文化・産業と連携した特色のあるタクシーの運行(ジャズタクシー等)」について、事前に提案させていただいた。
- ・ ジャズタクシーについては、著作権が年間で6000円程度必要となってくる。今後、個人タクシー協会としてジャズ協会と折衝し、実施に向けて検討を行いたい。
- 小関委員 ・ 7ページの下から5行目に「タクシーにおいても栃木県をはじめ各関係自治体の観光振興政策課との協力を推進する」とあるが、各市町によって観光政策部署は名称も異なっているので、観光振興担当部署等変更してはいかがか。
- ・ 12ページの二つ目の (主要駅構内タクシー乗り場に優良タクシー乗り場の設置・運営の検討)と三つ目の (事業者評価制度及び運転手評価制度の検討)に関連して、前回示した意見書のなかで優良タクシーの表示制度の導入について話をさせていただいたが、三つ目の の評価制度の中に表示制度を入れていただいたほうが、具体的でよいのではないかと感じた。
- 事務局 ・ 7ページの意見については、「観光振興政策課」に「等」を追記することで対応さ

せていただきたい。

- ・ 12 ページの意見については、現在、栃木県においては東京で導入されているようなランク制度や優良タクシー乗り場等の評価制度は導入されていない。委員の意見も踏まえて、記載のある評価制度の検討ということで、今後検討していきたい。

芳賀委員 ・ 18 ページの（下から 2 行目の）「～本協議会は協力を要請するものである」とあるが、本計画は行政、自治体等が協議会で協議を行い作り上げたものであるから、「要請する」というよりも、「一緒にやっていく必要がある」というような表現でまとめるほうがいいのではないかと思う。「要請する」と表現されたのは、どのような意味合いがあるのか教えていただきたい。

事務局 ・ 本計画の実施については、タクシー事業者以外の協力者、その他関係者が多岐にわたっており構成員以外にも協力を仰ぐこともあるので、「要請する」との表現にした。

原田委員 ・ 11 ページの スクールタクシーの運行の推進とあるが、スクールタクシーに固有な名詞的なものがあるのか。また、「運行」と表現されているのは意味があるのか。

事務局 ・ 「運行」という表現に特に深い意味はない。スクールタクシーを推進していくということで、ご理解いただきたい。

落合委員【代理】 ・ 運転者の高齢化による若年層の減少という問題点に対して具体的な改善策が立案されていないが、地域計画の実施によって、タクシー業界の状況が上向いていくことで、結果的に若年層の雇用にもつながるという理解でよいか。

事務局 ・ ご意見のとおりである。現在、タクシー業界は労働時間も長く、他の産業に比べて賃金も安いというところで、地域計画の中にも労働条件の改善計画も入っている。計画の実施により労働条件の向上も図られることによって、タクシーの公共交通機関としての地位も向上していくことで、結果的には若年層運転手の確保にもつながると想定している。

佐藤委員 ・ 減車等の取り組みを行わなかった事業者に対する罰則等は考えているのか。

事務局 ・ 減車については、事業者による自主的な取り組みという観点から、特段罰則等は設けない。

保坂委員 ・ 14 ページの の と都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進とあるが、この点は乗り合いタク

シーのことを言わんとしていると思うが、「乗り合いタクシー」という表現を明示したほうがいいのではないか。

- ・全体として地域計画はレベルの高いものに仕上がっていると思うが、今後は実行していかなければ意味を持たない。計画実施については、引き続き関係省庁等のフォローアップ等お願いしたい。

事務局 ・14 ページのご意見については、本法で改めてタクシーが公共交通機関として位置づけされたこともあり、乗り合いタクシーだけに限定するのではなく、都市計画、交通計画の一旦として、大きな意味で捉えている。

高橋委員 ・本計画をタクシー事業者一丸となって取り組んでいかなければならないと考えている。

皆藤委員 ・委員の協力により非常に良い計画が策定された。今後は事業者としていち早く計画に取り組んでいきたい。

藤田委員 ・労働局の監督課で関係する業務として労使紛争の自主解決の支援事業というものがあり、労使間の労働紛争問題に関する勉強会を、今後開催したいと考えているので、タクシー事業者の皆様にもご参加いただきたい。

事務局 ・労働紛争の自主解決の支援ということで、個別の労使紛争については労使双方が適正に納得のうえ解決するものと考えている。ゆえに、本計画に盛り込むということではなく、本会議の議事概要に記録し、今後、経営者等に労働局が主催する勉強会やセミナーに参加いただくようお願いしたい。

四月朔日会長 ・本日提示の地域計画（案）について議決させていただきたいと思うが、まず設置要綱の議決に関して、事務局から説明いただきたい。

事務局から、設置要綱第5条3項（3）の議決方法について説明

四月朔日会長 ・それでは、本地域計画（案）を宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画としての策定を議決したいと思うが、委員の皆様にご承認頂きたい。

全会一致により議決

四月朔日会長 ・ただいまの議決をもって、本案を全会一致で宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会の地域計画とすることとしたい。

( 3 ) 四月朔日会長挨拶

( 4 ) 久保庭事務局長挨拶

( 5 ) その他

本日の議決を踏まえ、法 9 条第 5 項の規定に基づき協議会としまして、会長名で公表し、栃木運輸支局及び栃木県タクシー協会の HP 上で公表したい。

また、法 1 0 条第 2 項の規定に基づき、実施主体とされた者以外の者に対して、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することしたい。

今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況について、検証・評価を行うこととなりますが、要綱の第 5 条 1 1 項において「協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。」となっており、次回の協議会の開催については、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、開催の通知をおこないたい。

5 . 閉会

以上をもちまして、第 3 回栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会  
を閉会いたします。

**【配布資料】**

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 第 1 回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会  
議事概要

資料 2 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（最終案）

以上